

竹原市総務文教委員会

令和 7 年 2 月 2 0 日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第 9 号 福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について
- 2 議案第 1 2 号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 3 議案第 1 3 号 竹原市税条例及び竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第 1 4 号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第 1 5 号 竹原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第 1 9 号 竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第 2 0 号 令和 6 年度竹原市一般会計補正予算（第 8 号）
- 8 議案第 2 2 号 令和 6 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）

(その他)

- 1 令和 7 年度組織体制について（企画政策課）
- 2 閉会中の継続審査の申出について

(令和7年2月20日)

出席委員

氏 名	出 欠
堀 越 賢 二	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 木 原 昌 伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 部 長	向 井 直 毅
企 画 部 長	國 川 昭 治
総 務 課 長	品 部 義 朗
財 政 課 長	大 川 真 功
税 務 課 長	向 井 聡 司
危 機 管 理 課 長	岡 元 紀 行
企 画 政 策 課 長	宮 川 ゆかり

午前9時53分 開会

委員長（堀越賢二君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論・表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第1回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第9号外7議案につきまして御説明をさせていただきます。慎重な御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったままで行っていただいて結構です。

議案第12号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案第12号の竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

別紙資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1の要旨のところでございますけれども、令和6年8月8日に国家公務員の給与に関する人事院勧告を踏まえまして、国及び近隣自治体の状況を鑑みまして、人事院勧告に沿って竹原市職員の給与に関する条例等の一部改正を行うものでございます。

2番目の人事院勧告の内容につきましては、令和7年4月から実施します給与制度のアップデートに係るものでございます。

この給与制度のアップデートにつきまして、基本的な考え方としましては、人材の確保あるいは組織のパフォーマンスの向上あるいはライフスタイルとかワークスタイルの多様化、このような課題に対応するものでございます。

では、1番目の給与の最低水準の引上げ等についてでございますけれども、給与表につきまして、各号の前当たり近辺の号数をカットしまして、各給与の諸号の額を引き上げるということに伴いまして、若手あるいは中堅優秀者の早期の昇格とか、あるいは民間人材の採用の給与を改善するという内容になっております。

2番目の扶養手当の見直しについてでございますけれども、まず、扶養手当というものにつきましては、配偶者あるいは子供等の扶養親族にある職員に対して支給する手当となっております。配偶者の働き方における社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるということで、段階的に配偶者に係る手当を廃止しまして、子に係る手当を1万3,000円まで引き上げるというような内容になっております。

続きまして、(3)番目の地域手当の大きくくり化ということについてなのですが、まずは、地域手当というものにつきましては、首都圏あるいは都市部での物価の高い地域に勤務する職員に対して支給する手当となっております。

今回の改正の内容としましては、支給単位が、これまで市町村単位であったものが都道府県単位という形で広域化されたということ、それで、級地の区分というのが、これまで7級地で分けられていたのを5級地という一部の区分に新分化されたこと、あるいは級地の見直しの期間というのが、これまで10年ごとの見直しだったものが3年間に短縮されたというような内容になっております。

4 番目の通勤手当の引上げということにつきましては、新幹線通勤あるいは遠距離通勤という自己負担を解消するために、最低支給の限度額を非課税の最高限度額 15 万円までに引き上げまして、この範囲で新幹線等の特急料金については全額支給できるような形になっております。

それと、あと 5 番目の管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大についてでございますけれども、管理職員特別勤務手当という内容につきましては、管理職手当とは別に、管理職員が緊急あるいは臨時的に公務で出勤するということで、例えば休日もしくは年末年始の休日あるいは週休日以外の時間に勤務した場合に支給する手当となっております、このあたりにつきましても、緊急対応の勤務実態に応じた適切な処遇を確保しようということに伴いまして、平日深夜に係る受給対象の時間帯というものにつきまして、これまで午前 0 時から午前 5 時までであったものを、前日の午後 10 時から翌日の午前 5 時までにするとともに、支給対象職員の拡大を行っているものでございます。

6 番目の再任用手当の支給範囲の拡大ということにつきましては、再任用職員の異動を円滑化するために、地域手当の身分保障とか、あるいは研究員の調整手当あるいは住居手当等々について、一般職員と同様に支給するというような内容になっております。

続きまして、3 項目めの、それに対しての本市の対応についてでございますけれども、まず、(1) 番目の給料表の改定でございます。

こちらにつきましては、一般職給料表の 3 級以上につきまして、各級の初号付近の号数を削除しまして、各級の初号の給与月額を上げるなど給料表を切り替えるものでございます。

詳細につきましては、下の表のとおりでございますけれども、例えば、3 級主任主事級の給与につきましては、現行の 3 級の表、給料表の号数につきましては 1 号から 113 号までございます。このたびの改正によりまして、1 から 4 号までの 4 号給が削除されることに伴いまして、現行の 5 号が改正後の 1 号になり、その結果、3 級の給料の号数が 1 号から 109 号というような形になっております。

同様に、4 級・5 級・6 級・7 級につきましても、4 級と 5 級につきましては、1 号から 8 号給を削除しまして、6 級につきましては 1 号から 12 号、7 級につきましては 1 号から 16 号削除することなど給料表を切り替えるというふうな内容になっております。

次のページをお願いいたします。

2 番目の扶養手当についてでございます。

扶養手当につきましては、段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に対する扶養手当の額を1万3,000円まで引き上げる内容となっております。

配偶者につきましては、令和7年度につきましては3,000円、令和8年度以降廃止、子につきましては、15歳未満の場合でいきますと、令和7年度につきましては1万1,500円、令和8年度以降は1万3,000円となります。

次に、3番目の地域手当についてでございますけれども、本市におきましては、これまで、他の地方公共団体との人事交流あるいは広島県後期高齢者医療広域連合あるいは広島中央環境衛生など、いわゆる広域行政の業務派遣等により、広島市及び東広島市に勤務する職員に対して、給与月額と扶養手当の合計額をそれぞれ10%及び3%支給しておりましたけれども、令和7年4月1日から市内に勤務する職員に対しても、令和7年度は2%、令和8年度以降は4%支給するというふうな内容となっております。

4番目の通勤手当についてでございます。

こちらにつきましては、1か月当たりの支給限度額を15万円まで引き上げるとともに、新幹線鉄道に係る特例について、新たに給料表の適用を受けることとなった者に対して通勤手当を支給するものでございます。

5番目の内容につきましては、これまで現行のところを見ていただきますと、在来線相当額については上限5万5,000円、特急につきましては上限2万円の2分の1相当額という形になってましたけれども、これらが一緒になりまして、上限15万円まで合計額として支給できる内容となっております。

あと、5番目の単身赴任手当につきましても、採用日から新幹線等に係る通勤手当と一緒に単身赴任手当も支給することが可能になったということで、例えば育児あるいは介護の事情により転居した職員に対しても、新幹線に係る通勤手当と合わせて一人単身赴任手当も支給できるというふうになっております。

6番目の管理職員特別勤務手当につきましては、管理職員が災害への対応、その他臨時的な勤務をせざるを得ない状況になったときに支給する手当についてなのですが、こちらにつきましても、平日の午後10時から翌日の午前5時までの支給に係る勤務時間を拡大するというふうな内容でございます。

最後、7番目の再任用職員の住居手当につきましては、これは一般職員と同様に、再任用職員に対しても住居手当を支給するものでございます。

4番目の改定に伴う経費がどれぐらいになるのかということなのですが、こちらに

つきましても、地域手当につきましては、令和7年度2%の影響額につきましては3, 324万7, 000円、そのうち、会計年度任用職員につきましては1, 424万2, 000円となっております。扶養手当の影響額につきましては、いわゆる配偶者の部分が減額される部分と子に対する部分が増額されるのを相殺しまして136万8, 000円の影響額となっております。こちらの経費につきましては、一応、令和7年度の予算に計上させていただいているというところでございます。

最後に、今回の人事院勧告に伴いまして、関連条例と一緒に改正させていただいております。

その内容につきまして、まず、(1) 番目のパートタイム・会計年度任用職員に対しても地域手当を支給するということになりましたので、竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例、(2) 番目のパートタイムの会計年度任用職員につきまして、来年は改正することに伴いまして、語学指導等を行う外国青年の報酬等に関する条例、あとは、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに伴いまして地方公務員法の一部改正が伴いましたので、その引用条項を整備するために竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例あるいは公益社団法人等への竹原市職員の派遣等に関する条例、合わせて4法と一緒に改正させていただくものでございます。

6項目めの施行期日につきましては令和7年4月1日となります。

議案第12号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 1点だけ確認させてください。

先ほど御説明いただいた2ページのところの改定所要額の地域手当の2%の影響額のところなんです、これは令和7年度分が2%ということなので、この金額が出てます。次を見ると、令和8年度以降につきましては4%、結局、単純でいうと倍になってるわけなんです、恐らく、この影響額も、この金額の掛ける2倍になるというふうな感覚でよろしいのでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） そのとおりでございます。

委員（川本 円君） ありがとうございます、結構です。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 関連になるかもしれませんが、改定所要額ということで影響額のところなんですけれども、全職員に対して地域手当が必要とされる職員の数は、影響額に対して、うち会計年度任用職員の数も併せて出して——分かる範囲で結構なんですけれども、教えていただければと思います。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） 今回、地域手当の導入につきましては、これは全職員対象になるということで、今現在、こちら側で積算させていただいている部分につきましては、全体で564人になります。そのうち、いわゆる常勤の部分の職員につきましては263名、会計年度任用職員については301名という形で積算をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 地域手当が必要とされる職員の数というのが半数ぐらいは出ると思います、以下ですけどね、おられるというこの現実と、それと、先ほど課長が説明をいただいた人材確保、パフォーマンスの向上につながるよということではあると思うのですけれども、それについて、一般の市民の方たちは、物価高騰で非常に打撃を受けています。しかし、それなりに賃金が上がっていているというのも、これは現実だと思うのですけれども、果たして、市の職員の正規の職員の方々が半数近く市外から通われているという、この現実をどのように感じておられるのかなと思うので、一点お伺いさせていただければと思います。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） まず、今、道法委員さんの質問で言いました市の職員が市外からということでございますけれども、実際のところ、こちらのほうも、今、半数ということだったんですけど、市外からの職員につきましては全体の2割程度でございます。

委員（道法知江君） 分かりました。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 職員さんの給与の部分は、以前から国家公務員の給与に関する人事

院勧告を踏まえて、ずっとやってきましたね。人事院が上げだせば上げる、下げだすと下がると。よそは、それに反発するまちもありましたけども、うちは、そういう専門的なものを持っておりませんので、必ずそれに従っていたという例があります。ですから、私は、ずっとこういう方向でやってきたんですから、この部分については異議ありません。

ただ、通勤手当に対しては、そこまでは人事院勧告の部分に対して合わす必要があるのかなという思いを持っています。どうも通勤手当の部分は、新幹線であつたり、遠距離のことであるようですけども、これの狙いは、市外からの人材確保、パフォーマンスの向上というふうに言われましたけども——言われてないのか、そういう方向の考え方なのでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） こちらの通勤手当の部分のところにつきましては、どちらかといえば、ワークスタイルあるいはライフスタイルの多様化ということで、例えば、育児・介護の関係で、どうしても転居をせざるを得ないと、そういう可能性も当然出てくる部分もありまして、そういう部分に対しても支給できるようにということで、先ほどもちょっと説明が足りなかったかもしれないですけれども、育児あるいは介護、そういう事情により、どうしても転居する可能性がある職員に対しては、新幹線で通勤できるような形で手当を、そのような対応。実際に、今、このような感じで新幹線通勤してる職員はいませんが、今後のことを考えたら、そういう可能性もあるということで、今回は、人事院勧告に沿って対応させていただいているというところでございます。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今回のことは初めてですからそうでしょうけども、トータルで使えば、遠くからの人材が確保できるという面でもあると思います。ある意味、パフォーマンスの向上につながるということもあるのだと思うのです。

ただ、それは健全な財政がずっと続けられる確率の高い市であれば、裕福な市であれば、大変それは素晴らしいことと思うのですよ。法律的にも、憲法でも、どこに住んでもいいんですから。ただ、今の竹原市にとっては、財政健全化をしながら皆さんの給与も我々の報酬をカットして頑張ってきた経緯もあります。今からもうまくやっていかないといけないこともあると思うのです。いろんな面でもカット、カットとやってきましたね。5%か、ずっとやってきましたけども、そういう厳しい会社はそうなるんです。

そういった現状を踏まえると、ここに住んでいただくと、税金面でも、買物の面でも、コミュニケーションでも大変プラスになるので、できれば、僕を含めて市民の方は、竹原市の人材を登用してほしい、使ってほしいというふうに思ってます。それは、レベル的にどうかというのを言われることを聞くこともありますけども、それは、将来的に教育の質を向上して頑張ってもらってという方向でいけると思いますので、だから、どっちかというと、給与面では人事院勧告でいいと思いますけども、通勤手当に対してはちょっと厳しくして、実際にそういう例もあるというふうに一般質問で同僚も言われたじゃないですか。

そういう通勤手当をちょっと厳しくすることによって——どこに住んでもいいですけども、できるだけ市内に住んでほしいという市長の思いが伝わるような政策もあるんじゃないかと思うので、今、出されてます15万円のところは、いろんな実例を見ながらでしょうから、ぜひ、そこは厳しくやっていただいて、実際の通勤手当のオープンなところは、ちょっと厳しくやっていただけるとどうかなというふうに思うのですが、市内の人材確保でも、人口を増やすという意味では、ありじゃないかなと思うのですが、そのあたりはどのようなお考えでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） ごもったもな部分があるかと思います。今回の改正につきましては、あくまで人事院勧告に沿ったという形で、一旦、そういった改正にはさせていただいておりますけれども、これは以前からもそうですけど、また、採用時においては、しっかり市内在住、市内出身者というものを、ある程度、そこは見越した上での採用計画というのも出させていただいています。

仮に、現在、市外に居住されている方でも、可能な限り市内へ——当然、居住の自由というのは保障しなければいけませんけれども、可能な限り市内で在住していただくということも採用時には徹底させていただいておりますので、そういった運用もこれからは徹底する中で、可能な限り市内で居住していただき、それが結果として通勤費用の削減にはなろうかと思いますので、今後もそういった対応には心がけていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） 大川委員、3回以上になっても大丈夫ですから。

大川委員。

委員（大川弘雄君） いろんなやり方があると思います。ただ、市長として、長として、

トップとして、ここに住んで、このまちを盛り上げるための人材の一人になってほしいという、そういう表現をどうやってするかですよ。それは、試験のときとか採用した後か、面接のときも言われてるらしいですけども、でも、結婚したり親のことがあったり、いろいろ事情があるので、それ以上言えないことはあります、法律でどこに住んでもいいのです。ただ、職員さんですから、できるだけ政策的にも、人口を増やそうという政策をやってる人たちが、さっとどっかに行くというのは考えられないこともあるでしょうし、真剣な人だったら、かわいそうな面もありますよね。我慢してる人もいるかもしれない。

ただ、市長としての伝え方を、もっと皆さんに見えるように、何でもちは通勤手当が4万円しか出ないのですかというのは、できるだけ住んでほしいんです。もちろん、例外規定はあるんですから、こういう状況でというのはしたらいいと思いますよ。そういう面で、何でもが一律じゃなくて——今は一律じゃない、この前の段階でも。だから、その辺を、もう少し市民の皆さんにも、僕らにも分かるように、市長の思いはそうなんですよというのが自治をつくる一番根本だと思うのですよね。ぜひ、その辺を考えながらやっていただきたいと思います。答弁をお願いします。

委員長（堀越賢二君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 職員の市内在住に係る取組には、いろんな方策というものが考えられると思います。そういった部分、あらゆる場面を通じて、これは、あくまで強制はできませんけれども、可能な限り、そういった取組というのは、市長だけでなく、市としての考え方として、そういった方針に沿うような形で、できる限り、そういった形での対応というのは今後も取り上げていきたいというふうに思ってますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） 1点、どちらにしても、申請をしてからのものになると思いますが、今までも同じように申請をして、そういうふうなものがあつたと思うのですけれども、申請方法とかチェック体制、そちらについて少し説明をいただいたらと思います。

従来と同様に、きちんと精査されて申請を受け付ける、そういったようなものの内容について、きちんとしてるというものの説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） 今回、いろんな手当の部分につきましても、当然、先ほど委員

長が言われるように、申請という形を取らせていただいて、当然、内容確認はしますけれども、本人が出す書類じゃなくて、例えば、委員さんが先ほど言いましたような通勤手当等になりますと、当然、住所とか、あるいはマイナンバーカードとか、そういう法的な資料ですかね、その辺を添付させていただくことで、今現在も内容確認等をさせていただいておりましたが、今後におきましても、その部分プラス、内容によっては、別の書類を提出していただく中で、審査させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第13号竹原市税条例及び竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案参考資料の41ページをお願いいたします。

議案第13号の竹原市税条例及び竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正を含むデジタル社会形成基本法等の一部が改正されたことに伴いまして、既存の条文番号に繰下げが生じたということに伴いまして、当該条項を引用しております竹原市税条例及び竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、条例中の引用条項を整備するものでございます。

令和6年6月7日に公布されました、いわゆるマイナンバー法につきましては、令和7年4月1日から、マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載について必要な措置が取られたということに伴いまして、マイナンバーカードの機能をスマートフォンへ搭載するための経緯あるいは発行等につきまして、条文が新たに新設されたということに伴いまして、既存の条文に繰下げが生じたというのが大きな内容になっております。

先ほど説明させていただきましたマイナンバーカードに係るスマートフォンの搭載のための必要な措置という部分につきましては、スマートフォンだけで、マイナンバーカードと同様に、マイナンバーカードの法律で本人確認ができる仕組みというものを設けるものでございまして、具体的に言いますと、マイナンバーカードとスマートフォン両方お持ち

の方は、もし希望すれば、マイナンバーカードに保有している基本の4情報——氏名とか生年月日あるいは住所、性別とかマイナンバー、顔写真ですというものは、スマートフォンに搭載できるという内容になっておりまして、このことによりまして、行政手続に関して、関係者の利便性の向上あるいは行政運営の簡素化、効率化を図る内容になっているものでございます。

改正の内容につきましては、42ページ以降、新旧対照表で条文のずれを直しているところでございます。

施行期日につきましては令和7年4月1日からとなっております。

議案第13号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） このマイナンバーのことなのですが、取扱いが物すごく変化してきましたよね。一番最初は一切駄目で、僕がPTAをやってた時代には、個人の情報ですから、緊急連絡網でも電話番号を教えてくださいってですね。そうすると、いざというときに役に立たない部分があって、大変な思いをしてました。そういういろいろな経験を経て、今、災害機関、防災に関するところでは割とオープンにして活用——オープンじゃないな、使うべきところの人が使って、使わないと困る警察・消防、そういったところは使って、救助に向かったり早めに避難の情報を出したりという部分にも使えるようになりました。そういう変化したものを、もう少し周知すべきじゃないかと思ってるんです。

いまだに、昔の個人情報保護法というところを言われる方がいるんで、ちょっとずれるけども、そういうマイナンバーの使い方を含めて、個人情報のほうの扱いの仕方というのを周知する必要があると思うのですが、どのように考えられますか。

委員長（堀越賢二君） 少しこの議案とは離れておりますが……。

委員（大川弘雄君） 全然関係ないか。

委員長（堀越賢二君） どうですかね。答弁に困るのかなというふうには聞きました。

ただ、何か助けが必要な方に、その場で対応するためには、個人情報の扱いというものは非常にデリケートなところではありますけれども、開示が必要なものだとも——大川委員、どうしますか、答弁は。答える範囲が少し難しいかなと思います。

委員（大川弘雄君） また一般質問でします。

委員長（堀越賢二君） 分かりました。

川本委員。

委員（川本 円君） すみません、ちょっと順番があれなんですけど、確認というか、スマートフォンとかのことじゃなくしてお聞きしたいんですけど、たしか3月22日以降に運転免許証を新しく取るとか更新時に、今度、マイナンバーカードのほうに取り入れることができるかどうかという意思を示してくださいというような御案内がうちに来ていたもので、それは個人の自由なのですが、今度、仮にマイナンバーカードに運転免許証の情報が全部入るとした場合には、そういった運転免許証もスマートフォンの中で処理できるというふうなことになるのですか。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） この部分につきましては、今回、マイナンバーカードそのものがスマートフォンに搭載されるという部分のところは聞いているのですが、実際、具体的な細かい部分については、担当課でお聞きはしたのですが、まだ国のほうから詳細なものが届いてないということで聞いておりますので、確かに委員さんが言われるように、例えば3月の終わりから運転免許証とマイナンバーカードが一緒にできるというところの部分が、今回、このスマートフォンができるかどうかというところにつきましては、まだ通知が担当課に聞いても分からないということです。どういうふうになるのかというところは、実際に、今はスマートフォンの搭載の内容につきましても、Androidについては先行的に、もう令和5年5月から実際の電子証明機能の部分のところについては対応できてるところなのですが、iPhoneにつきましては、この春から実際にできるようになる。その中で運転免許証の部分もどのようになるか分かりませんが、そういう部分は出てくるんじゃないかなというふうにこちらは思っていますので、今現在では、そういった通知は来てないということで御理解いただければと思います。

委員（川本 円君） 分かりました、ありがとうございます。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 現段階でのマイナンバーカードの取得率。

委員長（堀越賢二君） もちろん、内容について質疑されていいのですが、条項の整理というところも議案ということなので、中身が大事なので、マイナンバーカードの普及率。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） この1月末現在、取得率が95.9%というふうになっております。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 職員の方も迅速に対応していただいているから、この95%になっているのではないかなと思います。保険証とのひもづけをされている方の割合というのも分かりますか。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） そのあたりは資料を持ってないので、すみません。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） スマートフォンとかで便宜を図られてるということでもあると思うのですが、前回だと思うのですが、私がさせていただいたのは、市内の医療機関では保険証の証明ができるのだけれども、薬局等では、まだ使えないというところがあるというふうに伺ったのですが、薬局等も全部網羅されてる状況なのかだけ、お分かりであれば教えていただければと思います。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） 多分、薬局のほうに聞かしても、まだカードでしかないのかなというふうに、今、こちらで認識しているところでございますけれども、実際に今回、スマートフォンの搭載の部分は、確かに、こういう法律が先に改正され、それに併せて、本来でしたら、実際、どういう運用になるかというところが一緒に来ればいいのですが、先ほどの川本委員と同じ答弁になるかと思いますが、実際の運用について、まだ来てない部分もありますので、今現在でいうと、こちらとしては今分らないということでございます。すみません。

委員長（堀越賢二君） 最初から対応できるものがきちんと整備されればでしょうね。よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 説明書の39ページの第9条第2項の分で、さっき道法さんの分と重複するところがあれば、そこは答弁は差し控えてもらいたいんですが、39ページの第9条第2項の分で、いろんなマイナンバーと福祉・保健・医療とか、いろいろつなげると

いいですか、結びつけるよということでしょうけれども——そうじゃない。それが違ったらと思って……。

委員（高重洋介君） そこは39ページじゃないので、前の議案の説明です。

委員長（堀越賢二君） そうですね、41ページから第3項になります。

委員（松本 進君） 失礼しました。

委員長（堀越賢二君） 質疑はよろしいですか。

委員（松本 進君） 分かりました、どうぞ。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第14号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） それでは、議案第14号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

改正の内容につきましては、お配りの国保税条例改正補足説明資料で説明をいたしますので、御覧ください。

1の竹原市国民健康保険税率の見直しに係る方針でございます。

（1）の広島県国民健康保険運営方針につきましては、令和6年度から県内準統一を目指してきましたが、保険料が急激に上昇したことから見送られ、令和12年度から令和17年度の間で統一されることになりました。本市としましては、早い時期——令和10年度を目安としまして、税率を合わせていくように考えております。

（2）の対応方針としまして、広島県が示す標準保険料率を参考に財政調整基金に繰入れを行い、激変緩和措置を取るものであります。

（3）の方針の目的ですが、こちらは、激変緩和措置を行うことで納税者の負担軽減を図るものであります。

（4）の方針の内容でございますが、令和7年度の医療費の見込みが増加したことにより、県が示した令和7年度の標準保険料率が15%程度上昇したことによるもので、この増加、物価高や燃料費の高騰といったことが市民生活や経済活動に重大な影響がある中、納税者への負担が大きいと判断をいたしまして、支援分・介護分につきましては、令和7

年度標準保険料率を適用した上で、医療分につきましては、令和6年度からの上昇を抑えることにより、全体を前年度と同程度の4%程度に上昇を抑えた税額とする激変緩和措置を講じております。

次に、2の現行税率と標準保険料率及び激変緩和措置適用後の保険税率の比較の表を御覧ください。

①が令和6年度の現行の保険税率、②が、昨年、県が示しました令和6年度の標準保険料率、③が令和7年度の標準保険料率で、県が示したものでございます。④が激変緩和措置適用後の令和7年度の保険税率案になります。

①の現行と③の標準保険料率、④の激変緩和措置後の税率案を比較しますと、所得割では、医療分・支援分・介護分の合計が①が12.05%、③が13.83%、④が12.55%、①対③が1.78%となる上昇率を、①対④の0.5%の上昇に抑制をいたしております。

均等割でございますが、①の現行の合計が5万2,800円から③の6万993円で8,193円の増加となるところを、④の激変緩和措置を適用しまして2,600円の増額に抑制いたしております。

次に、平等割でございますが、①の現行の合計が3万2,400円から③の標準保険料率では3万7,302円となり、4,902円の増加となり、こちらも激変緩和措置を適用しまして、④の3万3,800円として1,400円の増額に抑制をいたしております。

今回は、令和6年度現行保険料率と県が示す標準保険料率との差が大きいため、支援分と介護分は令和7年度の標準保険料率として上げさせていただきまして、医療分につきましては激変緩和措置を講じております。

次に、3の1人当たりの調整額の比較ですが、こちらは、令和6年度は8万7,321円で、激変緩和措置適用後の令和7年度案でいきますと8万9,992円となり、2,671円の増額となっております。

次に、4の財政調整基金の見込みでございますが、基金残高見込額が約4億4,000万円、令和7年度の基金の取崩しの見込みが約4,900万円で、令和7年度末の基金残高は約3億8,700万円となる見込みでございます。これは、令和7年度以降に収納不足が生じた場合など歳入不足を埋めるための費用とするものでございます。今後も安定した財政運営ができるものと考えております。

以上のように、令和7年度の保険税率案としまして、支援分と介護分につきましては、広島県が示しました令和7年度標準保険料率を適用した上で、財政調整基金を約4,900万円繰り入れまして医療分の上昇を緩和するというものであります。

施行期日は令和7年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 今回、令和7年度で激変緩和措置をされて、4%でとどめるという表があるのですね。今後、これ以降の令和8年・9年、最終的には12年と言われましたけど、こんな御時世ですから、保険料が急激にこれから下がるとは到底考えにくいわけですけど、令和7年以降の措置というのは、毎年、こういうふうに激変緩和を執行されるおつもりがあるのですか。

委員長（堀越賢二君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） これは計画的に基金を取り崩しまして、12年までに保険料を合わせていくということにしていますので、大体5,000万円程度の取崩しを毎年行って、その後、保険料も上がると思うのですけれども、少しずつ近づけるという考えでございます。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） すみません、私、ここら辺、ちょっと疎いので、聞き方がおかしかったら言ってください。

基金を取り崩してあてがうというのは理解できるのですが、最終的には帳尻を合わせればということでしょう。いつかの段階で、その激変緩和は使われないというふうに思ったらいいですか。

委員長（堀越賢二君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） そうですね。令和12年度から17年度で県に統一されますので、今度は、県が、もう竹原市さん、これだけですよというふうに税が来ますので、それ以降はできなくなるというものでございます。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） ということは、ある年から、とてつもない金額にぼんと膨れ上がるというふうになるわけですね。

委員長（堀越賢二君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） そうですね。今度は、県全体で一律の税率になりますので、低ければ、ぼっと上がると。それを避けるために、今、ちょっとずつ上げていってると。12年から17年の間では、もうそれもできなくなります。

委員長（堀越賢二君） 激変を緩和するという事で……。

委員（川本 円君） 緩和しているだけで、12年以降はどんと来るわけだな。

委員長（堀越賢二君） 徐々には出していって。

その毎年の取崩しの分が、この基金の中で融通できるであろうという基金残高はあるということなので、その点は大丈夫ということですよ。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 確認させてください。

均等割額のほうは、8,300円幾ら上がるところが、2,600円ぐらいのアップで抑えると。平等割額のほうは、幾らが1,400円アップになるですか。

委員長（堀越賢二君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） ①の令和6年度の現行から④の合計を引いたら1,400円。

委員（大川弘雄君） この合計を見る。

税務課長（向井聡司君） はい。

委員（大川弘雄君） 3万2,400円を3万3,800円に抑えると、分かりました。

1,400円の上昇分で抑えるようにするということですね。

税務課長（向井聡司君） そうです。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） いろんな使用料も含めて、急に上がるというのは困りますので、財政調整基金を使うというのも何なのですけども、そのためにあるようなものですから、ぜひ、そういった施策を今までどおり続けていただいて、極力激変のないように工夫していただいているというふうに見えるので、私は、こういうやり方には賛成です。ぜひ急激な上昇のないようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 答弁はよろしいですか。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 議案の参考資料のところがありますけども、ここも関連してお伺いしたいのですが、今の説明でいろいろな激変緩和措置を取るということで上がり方を抑えるよというのは一定は理解するのですけれども、それをやって今日提案されてるわけですが、その場合でも、負担が増えるといいますか、国保のほうからの運営からいったら負担が増えるということになると思いますけど、ざっくり言ったら、6年度から7年度で緩和した後の増収分といいますか、これがどのくらい増えるのかなというのをお聞かせいただければと思います。

委員長（堀越賢二君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 被保険者の数によりますので、増収とは限らないですね。ほぼ同じぐらいの金額になるかと思います。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） それは分かりました。

この参考資料で改正内容という説明があって、国民健康保険税の課税額というのがあって、改正前と改正後でどれくらい上がるかという率を計算したのですが、一番下の介護納付金のところは、改正前と後では、率として見ると、一番多いのは11.8%ですけども、いろいろ所得割とか均等割とか平等割がありますから、その率は平均的には11%以上になっているのですが、あとは2.9とか4%とかいろいろ変化があるのですけども、相当大きな率になるなど。そこは、今の状況から見たら、大変支払うお金といったら厳しい、11%の税率のアップというのは大変じゃないかなということについてはお伺いしたいと思います。

委員長（堀越賢二君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） なぜ介護分が11%程度値上げになったかという御質問であろうかと思います。

これは、市が最短で令和12年度からの統一ということで改正をしております。方針といたしますか、支援分と介護分につきましては、令和6年度から標準保険税率と併せて改定を行ってきたところで、令和7年度分の県からの標準保険料率の介護分の上げ幅が少し大きくなったということから、11%程度の上昇となっております。

少し前になるのですが、令和５年度分と６年度分を比較しますと、介護分が所得割が０．０２％、均等割・平等割が１００円減額となっておりました。その分の反動といいますか、そういったものが発生したんだというふうに考えてます。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私が聞きたかったのは、いろいろ減額措置をされた後で、こういった、例えば介護納付金の下限のところの改定前・改定後を見ると、約１１％強の上げ率となっている。というのは、それはこのみで、あとは４％とか３％とか２．５％とかあるのですけれども、介護納付金だけを見ると、１１％強というふうに高くなっているから、いろいろ配分の仕方——基礎課税とか高齢者とか、いろいろ違うのかなと思う。緩和するための支援といいますか、そこらが違う点があるのだらうと思うのですけれども、介護納付金のところは特に高いから、利用者から見たら相当きついなと、苦しいなと。そこはもう少し下げる対応ができなかったのかなということが聞きたかった趣旨なのですけれども、何かあればお聞きしたいので。

委員長（堀越賢二君） 繰り返しの答弁になると思いますが、税務課長。

税務課長（向井聡司君） 本当、繰り返しの答弁になりますけれども、支援分と介護分、こちらは、県が示した標準税率に合わせて上げさせていただいておりますので、医療分につきましては激変緩和措置を適用しまして抑えているという現状でありますので、御理解をお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第１５号竹原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） それでは、議案参考資料の５７ページを御覧ください。

議案第１５号竹原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴いまして、非常勤の消防団員に係る退職報償金について見直しを行うものでござ

います。

改正の内容といたしましては、法の改正に沿いまして、消防団員の退職報償金の支給額に係る勤続年数の区分につきまして、これまでは30年以上が最長の区分でありましたが、今般、35年以上の区分を新たに追加するものでございます。

退職報償金額につきましては、それぞれの階級区分に、これまでの30年以上の退職報償金額に10万円を増額した額とするものでございます。

本条例の施行期日につきましては令和7年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 10万円の根拠なのですけども、それは他の市町と合わせたという考え方でよろしいですか。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 今回の改正につきましては、国の法の改正に基づくものでございますので、全国的な改正は一律で行われるものと認識をしております。

以上です。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第19号竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） では、議案の参考資料の69ページをお願いします。

議案第19号の竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律、いわゆる育児・介護休業法というものが改正されたことに伴いまして、関連する条例であります竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び竹原市職員の育児休業等に関する条例について必要な規定を整備するものでございます。

まず、1番目の提案の要旨に入る前に、今回改正された大きな背景、目的についてでございますけれども、少子高齢化の進行あるいは働き方の多様化、あるいは介護離職の防止など、社会的な、こういう課題というものを踏まえまして、より実効性の高い両立支援制度の整備が必要であるという背景の下に、働く人々が仕事と育児や介護を両立しやすい仕組みを整えるということが改正の大きな背景、目的となっております。

改正の大きな目的は5つございまして、まず1つ目としまして、男女とも仕事と育児・介護を両立できる環境の整備をしていきましょう。2つ目としまして、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現しましょう。3つ目としましては、育児休業の取得を促進し、透明性を向上しましょう。4つ目としましては、次世代育成支援の対策の推進あるいは強化していきましょう。最後、5番目としまして、介護離職の防止というような大きな目的の内容となっております。

今回の提案の趣旨ですが、1番目としましては、それに伴いまして、職員の育児に伴う超過勤務の免除の対象となる子の範囲を見直すという中身と、介護離職を防止するための勤務環境の整備を行うというふうな内容になっております。

2番目の改正の内容についてでございますけれども、まずは、1つ目としまして、職員の育児に伴う超過勤務の免除、いわゆる残業免除という部分につきまして、その範囲につきましては、これまで3歳になるまでの子であったものが小学校就学前に拡大をするという内容が一つでございます。

また、2番目として、介護離職のための勤務環境の整備についてでございますが、こちらでも2つございまして、1つ目としましては、雇用環境の整備等の措置ということで、仕事と介護の両立支援をしやすいようにするために、研修を行っていくとか、あるいは相談窓口を設置するとか、あるいは利用実例の収集・提供を行っていくということが一つございます。

2つ目としまして、個別の周知あるいは意向確認をしていきましょうということで、例えば、介護に直面した旨、職員からそういう申出があった場合は、当然、介護休暇などの制度内容の説明あるいは、どこへ出したらいいかという申出先、それと、あとは介護休業の手当金などの給付に関して、面談とか書面交付などによって個別に周知あるいは意向確

認を行うとともに、実際に職員が40歳に到達する日の年度において、介護に直面した旨の申出をした職員と同様な事項について、あるいは説明、書面交付など、介護に直面する前の早い段階での提供を行うというような形が今回の条例改正の内容となっております。

3番目の施行期日につきましては令和7年4月1日となります。

議案第19号につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） 育休のほうは、年齢が小学校へ入るまでというのは分かってるのですが、介護両立支援のことなのですけども、この場合の、先ほどの説明だと、申出があつてということの御説明だったと思うのですが、申告して請求してという段階があると思うので、面談に至るまで、その辺の内容をもう少し詳しく。

なぜ、こういうことを聞くかということ、全国的には9割が相談してない実態もあると、また、7割が知られることに抵抗を感じてると——職員さんがですよ——ということも出るので、本市としては、どういうふうな流れで、しっかり面談まで至るのかということをお伺いさせていただきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） まず、本市につきましては、基本的に職員に対して、竹原市職員のための妊娠・出産・育児等のサポートブックというものをまず作成しておりまして、そちらの内容につきましては、育児の関係あるいは介護に関係するいろんな制度を、今、準備しておりまして、そちらにつきましては、例えば男性が利用できる、あるいは女性が利用できるような形で分かりやすくまとめたものがございます。

そういうものを羅針盤にも掲示をさせていただいているとともに、そういう対象に、例えば育児の場合で考えていきますと、当然、例えば子供が出産予定とか、そういう話を、どうしても聞く部分で、先にこちらのほうが、そういうものを提示して対応させていただいているところが現状でございます。

この部分におきましては、道法委員さんが言われるように、なかなか言えないということはあるのですけども、申出するにしても、何もない中で申出するのは大変ですので、一

応、こういうブックをつくらさせていただいて、まず、個人がそれを見ていただく中で、実際の動きがあったときには、内容を詳しく御説明させていただいているというところが以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 総務課長、介護のほうの部分だったと思いますので、最初の説明の中の40歳になった、そのところを、もう一度説明いただけますでしょうか、お願いいたします。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） 40歳のことにつきましては、この部分については、これまで、こちらのほうも、特にそういう部分是对応してなかったり、どちらかといえば、先ほどサポートブックに伴って相談があった方に対して対応してたところがございますけれども、今回、法律でこのような形になりましたので、当然、早い段階での対応は、サポートブックをお配りするとか、あるいは面接をするとか、いろんな形で対応していきたいというふうに考えております。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） それでは、介護両立支援制度、介護度が何度とかというのが確認されてからということになるのでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） 実際に介護の部分のところも、介護度で判断する場合もありますし、当然、常時介護という形で、介護制度の中にも介護度の部分もありますし、介護度を伴い、いろんなものもございますので、そのあたりにつきましては、相談する中身によっていろんな制度がございますので、そのあたりで対応していくというふうに考えております。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 確認なのですが、御本人が申請されて請求されると。それから申出・請求・申告されると、それから面談。サポートブックを見て、これは該当するであろうからということで御相談させていただく。流れがよく分からないのですが、先ほど申し上げたように、9割の方が相談してない実態があるのではないかと。相談したいのだけれども、なかなか相談しにくいということはないのかなというのは感じているのでお願いします。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） 答弁の繰り返しになるかと思いますが、まず、現状としましては、先ほど道法委員さんのおっしゃられるように、実際に相談があったときの対応を今させていただいているところでございますけれども、今回、国の法律の改正の中で、介護を40歳部分のところを、前から早い段階で周知していかないといけないということがございましたので、今後は、今回、国のほうは40歳という基準がございますけれども、早い段階で周知の部分のところを面談あるいは書面交付等で対応していきたいというふうに考えております。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 国のほうの制度としての40歳という年齢があるのかもしれませんが、現実的に、今、相談したくても相談しにくい状況ではないか。あるいは、知られることに抵抗がある方も7割ぐらいいらっしゃる事実、実態があるんです。そういう現実があるので、その上で、介護度も分からないとか、介護度なくても相談をしていただくのは、もちろんいいと思うのですが、どこかで線引きというのは決めていかないと、本来の両立支援制度にはそぐわないのかなと思って、その辺もしっかりとまとめていただいて、またお聞きさせていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

要するに、相談しやすい体制というのはすごく大事になるのかなと思いますので、制度があっても、本来は使えるべき人がいても、相談すらできていないというのではまずいのではないかなと思います。その辺について、最後です。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） 今回、国のほうが、一応、40歳という基準を設けておりますけれども、道法委員さんがおっしゃられるように、もう40歳前から介護に直面する可能性もございますので、相談できる環境づくりというのが必要ではないかというふうに思っておりますので、そういう環境づくりに、こちらで現状を踏まえて整理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長（堀越賢二君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） ただいまの件に関しましては、所属における職員と、例えば所属長とが日頃のコミュニケーションをいかに取っているかというところも重要だと思います。いわゆる職能に関して、目標管理的な目標を立てて、それに対してどういうふうに行っていくかというものを年間の中で少なくとも2回は目標をつくっていただいて、その進捗についての所属長、いわゆる課長と係員の面談とかもやっております。

そういった中で、当然、御自身の健康の状態だったり、どこまで聞けるかというのはあると思いますが、御家族のこと、あるいは、それぞれの自分あるいは妻がいらっしゃれば、その御両親とかというところの、もしもそういうことがあれば、そういうところで、できるだけ話を引き出していただくとかという形の中で、職員の状況というものを常時の中でできるだけ把握をしておきながら、その中で、もしそういう介護だったり、子育ても、当然、妊娠されたりということもあると思いますし、そういう状況が生じた場合に、休暇とかいろんな制度について、所属長も全てを知っているのは、なかなか難しいことがありますから、それは人事のほうに必ず相談をするようにとか、それは課長を介して相談をするとかということもできると思いますので、できるだけ日頃のコミュニケーションをする中で職員の状況を把握して、そういう相談につなげていくというふうな形を取っていきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 今までのお話を聞いていてあれなんですけど、介護とか、そういうものは、今までにもあったことだと思うんですけど、これまで、そういった相談があったのかというところをお聞きします。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君） やはり相談はあります。ある中で、まず、サポートブックをお渡しする中で、本人が、先ほど副市長も説明がありましたように、制度の中身というのが多岐にわたる状況でございますので、説明をするよりは、まずは、こういうサポートブックを見ていただく中で、本人がどの制度を使っていきたいかという形でさせていただいておりますので、こういうサポートブックをつくることによって、相談というのは多少しやすくなったのではないかなというふうには認識しております。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 条例がある、ない前に、こういう介護なんかは必ずあったことなので、これまでも相談があったということだと。これからも、また相談しやすい体制を道法委員の言われるように、つくっていただきたいというふうに思います。

委員長（堀越賢二君） 答弁は……。

委員（高重洋介君） いいです。

委員長（堀越賢二君） 副市長からもありました担当課課内でのコミュニケーションをしっかりと取っていただいて、漏れのないように、しっかりとサポートをしていただきたいと思います。

それでは、ほかに質疑がないようですので、次に参ります。

議案第20号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（大川真功君） それでは、今ありました第8号補正予算と貸付資金特別会計を同時に説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にある概要資料を御覧ください。

それではまず、このたびの補正予算案につきましては、国が令和6年度補正予算に計上した財源を活用して実施する物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業などに必要な経費を計上するとともに、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い不用となる予算の減額及び決算額を見込む中での過不足のほぼ全款にわたる調整が主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額に1億9,117万5,000円を増額し、総額を176億7,608万5,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の追加を行う内容となっております。

歳出予算の補正内容につきましては、追加計上を行うものが、総務費、民生費、商工費、土木費、消防費となり、減額を行うものが衛生費、農林水産業費、教育費、公債費となっております。

その個別の内容につきましては、3ページ以降に記載をしておりますので、まず3ページを御覧になってください。

まず、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い不用となる予算の減額及び決算見込みに基づく清算など令和6年度の事業執行見込み等を踏まえ、予算整理に係る各種経費の補正につきましては、冒頭に申し上げましたが、ほぼ全款にわたり調整を行っていることから、かなりのボリュームとなっておりますので、増減額の大きい事業のみの説明とさせていただきます。御了承をお願いします。

まず、増額となるものにつきまして、基金管理に要する経費につきましては、地方交付税や預金利子の増加等による歳入の増加に伴い、財政調整基金、減債基金、都市基盤整備

基金へ積立てを行うもの。２点目として、認定こども園等に要する経費につきましては、私立こども園に対し支給する施設型給付費につきまして、国の示す公定価格単価が改定されたことなどにより支給額を増額するもの、自立支援給付に要する経費につきましては、障害者福祉サービスの利用見込みが当初見込みを上回ったことなどにより増額するものがあります。

次に、減額となるものにつきましては、小学校施設整備に要する経費につきまして、市内小学校空調整備工事につきまして、令和５年度補正予算との二重計上分、こちらにつきましては、国の補助金を取りにいくために二重計上になっていたものであります。こちらのほうを減額するということ、それから、予防接種に要する経費につきましては、子宮頸がんワクチン、新型コロナウイルスワクチン接種の対象見込みが当初見込みを下回ったこと、それから、３点目として、生活保護各扶助に要する経費につきまして、医療扶助など生活保護費の対象見込みが当初見込額を下回ったことから、それぞれ不用となる予算を減額するものであります。

続きまして、下の段です。

総務費、防犯活動に要する経費について、地域防犯カメラ設置補助金５１０万円の追加計上を行うものであります。

内容につきましては、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、防犯活動を行っている団体が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助するものであります。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものであります。

財源につきましては、国庫支出金を４７１万２，０００円充当し、残りを一般財源とするものです。

続いて、４ページの上の段になります。

民生費、戸籍システムに要する経費について、戸籍氏名読み仮名記載業務委託料など５２９万５，０００円の追加計上を行うものです。

内容につきましては、戸籍法の一部改正により、戸籍氏名に振り仮名が付されることになったため、戸籍に記載されている方に仮の振り仮名を記載するものです。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。

財源につきましては、国庫支出金を５２９万３，０００円充当し、残りを一般財源とするものです。

続いて、下の段になります。

民生費、障害者福祉事務に要する経費、一般事務に要する経費、認定こども園等に要する経費について、電力等価格高騰対策保育施設等支援金 1, 5 5 1 万 7, 0 0 0 円の追加計上を行うものです。

内容につきましては、電力料金及び食材料費の物価高騰の影響を受けている保育施設 7 施設、障害者施設 2 6 施設、高齢者施設及び介護施設など 6 8 施設の事業者の負担軽減を図るため、電力料金及び食材料費の高騰に係る支援金を給付するものであります。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。

財源につきましては、国庫支出金を 7 1 6 万 8, 0 0 0 円、県支出金を 7 7 5 万 8, 0 0 0 円充当し、残りを一般財源とするものです。

続いて、5 ページを御覧ください。

こちら、上の段になります。

商工費、商工業振興対策に要する経費について、中小企業者等燃料費等高騰対策支援金 2, 1 9 0 万 4, 0 0 0 円の追加計上を行うものです。

内容につきましては、原油価格や電気・ガスなどの物価高騰の影響を受けている中小企業者及び農業者などの負担軽減を図るため、電力料金などの高騰に係る支援金を給付するものです。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものであります。

財源につきましては、国庫支出金を 2, 0 2 3 万 7, 0 0 0 円充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、下の段になります。

商工費、商工業振興対策に要する経費について、電子マネーポイント還元事業委託料 2, 6 8 6 万円の追加計上を行うものであります。

内容につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者の支援を行い、市内消費の環境を図るとともに、物価高騰の影響を受ける市民の生活支援を行うため、市内の対象店舗等において対象キャッシュレス決済サービスを利用した場合に、決済額に応じたポイントを付与するキャンペーンを実施するものであります。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。

財源につきましては、国庫支出金を 2, 4 8 1 万 6, 0 0 0 円充当し、残りを一般財源とするものであります。

続いて、6 ページを御覧ください。

上の段です。

土木費、橋梁維持改修に要する経費について、維持補修工事費など580万円を追加計上するものです。

内容につきましては、橋梁の長寿命化や補修費用の平準化及びライフ・サイクル・コストの縮減を図るため、橋梁長寿命化計画に基づき実施している橋梁点検の結果、早期に措置を講ずべき状態と判断した橋梁の補修を、国の令和6年度補正予算の財源を活用することとし、前倒し実施するものであります。

実施場所につきましては、賀茂川大橋、西谷中央橋、赤坂湯坂2号橋、扇橋、大福地西谷3号橋の5か所になります。また、必要とする工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。

財源につきましては、国庫支出金を319万円、地方債を260万円充当し、残りを一般財源とするものです。

続いて、下の段を御覧ください。

土木費、特定都市河川浸水被害対策に要する経費について、施設改良工事費など1億5,000万円を追加計上するものです。

内容につきましては、本川流域における浸水被害対策の取組を進め、災害の発生及び拡大を防止するため、本川の河川整備、その他内水対策事業と併せ、堀込み式の雨水貯留施設整備を国の令和6年度補正予算の財源を活用することとし、前倒し実施するものであります。また、必要とする工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。

財源につきましては、国庫支出金を7,500万円、県支出金を3,750万円充当し、残りを地方債とするものです。

続いて、7ページを御覧ください。

まず、上の段になります。

消防費、地域防災ネットワーク推進事業に要する経費について、防災用備品1,147万3,000円を追加計上するものです。

内容につきましては、計画的な備蓄を推進するため、令和6年度国の補正予算、新しい地方経済・生活環境創生交付金の中の地方防災緊急整備型というものを活用して、令和7年から令和11年までの5か年で整備を予定している資機材の一部を一括で購入するものであります。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。

財源につきましては、国庫支出金を573万6,000円充当し、残りを一般財源とす

るものです。

次に、下の段になります。

教育費、教材整備に要する経費について、図書購入費など1, 218万4, 000円を追加計上するものであります。

内容につきましては、授業構築の支援及び関連情報の容易な収集・提供を行い、児童生徒の確かな学力の向上と教職員の働き方改革の推進を図るために、指導書、指導者用デジタル教科書を整備するものであります。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものであります。

財源につきましては、全額一般財源となります。

続いて、8ページを御覧ください。

上の段で、教育費、学校給食運営に要する経費について、学校給食費負担軽減補助金598万円を追加計上するものです。

内容につきましては、物価高騰の影響を受けている保護者を支援するため、学校給食会計に補助金を交付し、保護者の負担を軽減するものであります。また、事業が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。

財源につきましては、国庫支出金を552万5, 000円充当し、残りを一般財源とするものです。

こちらまでが歳出になります。

続いて、1ページに戻っていただけたらと思います。

ここからは歳入予算の説明になります。

まず、一番上の市税についてです。

こちらのほうで個別に言いますと、個人市民税につきましては、定額減税の影響に伴う減額、それから、法人市民税は、各事業所の法人税額が当初の見込額を上回ったことによる増額、固定資産税は、過年度申告などによる償却資産の調定額の増額、それから、物価高に伴う建築費の増加による家屋の調定額の増額、軽自動車税につきましては、県税務課決算見込みにより増額したことなどにより、合わせて1, 189万7, 000円の増額としております。

それから、続いて、2の地方譲与税から10の特例交付金まで、こちらの歳入につきましては、広島県からの通知に基づき、それぞれ増額または減額の調定を行っております。

それから、続いて11番です。

地方交付税につきましては、人事院勧告に伴う地方公務員の給与改定を実施する場合の経費の一部を増額したほか、地方交付税の財源となる令和6年度の国の歳入であります所得税や法人税などが増額となったことから、普通交付税の追加交付が見込まれるため、3億4,963万2,000円の増額としております。

それから、続いて14番の使用料及び手数料につきましては、文化施設入館料が増加した一方で、家庭用ごみ袋の出荷が見込みを下回ったため、386万8,000円の減額ということにしております。

続いて、15番目の国庫支出金及び16番目の県支出金につきましては、先ほど御説明した歳出予算の補正に合わせて、それぞれ増額をしております。

17番、財産収入につきましては、保留地の売払い及び各種基金の運用利息が見込みより増額したことにより増加ということにしております。

18番の寄附金につきましては、竹原ロータリークラブから図書購入費への活用を目的とした寄附を頂いた一方で、ふるさと納税応援寄附金が見込みより減となったため、合わせて減額ということにしております。

21番の諸収入です。

こちらにつきましては、平成24年度及び平成25年度に実施した消防救急無線のデジタル化事業に係る談合事件について、契約者である東広島市が相手方と和解したため、本市も負担割合に応じて和解金を受け取っております。このほかの事業の減少に伴う特定財源の減があったので、合わせて減額ということにしております。

22番の市債につきましては、歳出予算の補正に合わせ、それぞれ追加または減額するとともに、臨時財政対策債が見込みより増額したことにより、合わせて2,928万1,000円の減額ということにしております。

少し上に戻っていただきまして、19番の繰入金です。

こちらにつきましては、各種事業の執行状況に合わせて地域振興基金からの繰入金を減額し、貸付資金特別会計からの繰入金を追加計上しております。

最後、収支の均衡を図るために財政調整基金繰入金について3億9,103万円を減額するというようにしております。

以上が歳入の御説明になります。

続いて、繰越明許の説明になります。

ずっと飛んで、11ページを御覧ください。

このうち、先ほど歳出の際に事業を繰り越しますと言ったところについては省略をさせていただきます。

まず初めに、総務費におきましては、財務処理における電子決裁導入事業について、システム開発の進捗が遅れたため、それから、竹原中央地区地籍整備推進調査測量業務については、関係用地の取得及び地権者との調整に不測の日数を要したため、それから、3点目で、電線共同溝整備事業については、国の整備事業の進捗が遅れたため、それぞれ年度内の完了が難しくなったため繰り越すものであります。

続きまして、4の衛生費になります。

こちらでは、斎場施設計画の修繕事業につきまして、施設の修繕に係る設計に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

続いて、6の農林水産業費です。

こちらは、森林経営管理制度事業について、実施計画の策定をする本川流域の土壌の状況、災害危険リスクの分析などに不測の日数を要したため繰り越すものであります。

それから、8番の土木費です。

こちらでは、市道改修舗装事業について、設計及び改修にそれぞれ不測の日数を要したこと、2点目で、市営住宅長寿命化事業について、受注者が破産したことにより改修工事の施工に不測の日数を要したこと、その他、こちらに書いております県営事業について、広島県が事業量をそれぞれ繰り越したことに伴い、その負担金を繰り越すものであります。

次に、10番の教育費です。

歴史的風致維持向上事業について、基礎工法の見直しや用地取得に係る地権者との交渉に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

続いて、11番の災害復旧費です。

令和3年農林水産施設災害復旧事業について、地元地権者との調整に不測の日数を要したことなど工期の延長が見込まれることから繰り越すものであります。

以上が追加分です。

続いて、その表の②変更分についてでございます。

こちら土木費になりますが、新開土地区画整理事業について、施工区域内の関係者との協議に不測の日数を要したことから、支障物件の移転について年度内完了が困難な見通しとなったため繰り越すものであります。

ここまでが繰越明許になります。

続いて、債務負担行為です。

こちら1件ございます。

ふれあいステーションただのうみ指定管理料について、令和7年4月からの指定管理料について、当該施設の管理期間及び限度額について定めるものであります。

ここまでが一般会計の補正予算案の説明になります。

続いて、貸付資金特別会計補正予算になります。

9ページを御覧ください。

こちらは、補正予算案の概要としては、決算見込みに基づく精算を行うものが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ184万円を減額し、総額を554万8,000円とするものになります。

まず、こちらです。

歳出ですが、貸付金一般事務に要する経費として、一般会計繰出金416万円の追加計上を行うものですが、これについては、最終的な収支の均衡を図るため計上しているものでございます。

それから、2点目で、貸付金に要する経費につきまして、竹原市奨学金など600万円の減額を行っています。これにつきましては、決算見込みに基づき不用となる予算を減額しているものであります。

最後、2ページに戻っていただけますでしょうか。

こちらに貸付資金特別会計の予算規模を記載しております。

歳入になりますが、諸収入として、奨学資金貸付金及び就学支度金貸付金の償還金について、決算見込みに基づき、合計で184万円の減額をしております。

以上が貸付資金特別会計の補正予算案になります。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。まず、議案第20号補正予算のほうから質疑をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 補正予算の中の7ページの教育費のところ、よろしいですかね。

下の段の中学校の指導書、指導者用のデジタル教科書の整備事業についてお伺いしま

す。

財源の内訳を見させていただきますと、国庫支出金なしで一般財源ということでありま
す。これは確認なのですが、今現在、紙の教科書を補完するとか補助するためにデジタル
端末機を使っておられると思うのですよね。それを、今回、業務のために、そういう一般
財源を使って指導者向けにやったということでもいいんですか。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいまの質疑でございます。

今回の教科書及びデジタル教科書の購入につきましては、4年に一度の更新時期が来た
ということで、こういった作業を行っております。特定財源がございませんので、全額一
般財源になるということです。

今回、繰越しということで先ほど御説明したのですが、学校が始まる時期が大体4月の
初め頃になるのですが、どうしても教科書の納期の関係で、学校の始まる時期ぎりぎりにな
るということで繰越しをするということで、今回、御提案をしたものであります。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。更新時期だからという話ですね。

ちなみに、財政課長は答えづらいかもしれませんが、今、正式に言いますと、デジタ
ル教科書というのは、まだ認められておりませんよね。この前の文科省の作業部会で、2
030年度の次期の学習指導要領に向けて検討すべきというふうなことを発表されてお
りますので、当然、そのあたりで、また大きな財源を必要とするかと思います。そのとき
は、恐らく一般財源でなくて、国庫支出金を加えての話になるかと思いますので、特に気にな
るのが、それもデジタル教科書を使うかどうかというのは、教育委員会が最終的に判断
されるということになっております。紙だけでやる場合、紙とデジタルでやる場合、デジ
タルのみでやる場合、その3パターンが想定されるであろうということなのですが、竹
原市においては、早くから、こういったITをはじめとするデジタルを活用しているとい
うことは、30年に向けての話を兼ねてやっておられるというふうに解釈してよろしいで
しょうか。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいまの質疑でございます。

私も、この補正予算案を提案した後に、今おっしゃられた文科省の方針で、今後、デジ

タル教科書を教科書として認める方針だということを確認しております。そういった中で、今現在は、紙との併用ということで、それを担当の教員が何冊持つかだとか、デジタル教科書の個数とかを決めて購入しております。

今後、こういった形でやるのかというのは、今現在、私のほうでは確認しておりませんが、どちらにしても、1人1台端末ということで進めておりますので、こういったことが主流になっていくのではないかというふうに思っております。

それから、もう一点、質疑がありました財源についてでございます。

こちらのほうも、今現在ではっきりとしたことは申し上げにくいですが、国の財源がつかいとか、もしくは地方交付税措置、こういったことになるのではないかというふうに想定をしております。

以上でございます。

委員（川本 円君） 分かりました、ありがとうございます。

委員長（堀越賢二君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 補正予算の3ページ、防犯カメラ。ここは、委員のほうから大きな要望があったところで、やっていただいたので大変助かるのですが、なかなか予算がつきづらかったのですが、この地方創生の臨時交付金を使えるようにしていただいたということで、よく探していただいて助かります。ぜひ、これからも、こういったことを活用しながら、極力、全額までといったら、なかなか難しいですね。90%ぐらい国が出してもらえような有利な財源を活用して、どんどんこういったものを、特に防犯カメラですが、ほかのことに対しても、ぜひ、そういうふうな体制を取っていただきたいということであります。そこに対して御答弁をお願いします。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいまの質疑でございます。

このたびの防犯カメラの設置の費用につきましては、国が各地方に交付した重点支援交付金の一部を活用しております。あわせて、当初予算のほうでも、この防犯カメラの設置費用を提案させていただいております。

今、委員がおっしゃられましたように、有利な財源はほかにもあると思いますので、そ

+の都度、そういった財源を使って、どこに優先的に活用していくのか、こういったことは、庁内のいろんな会議での協議を含めて話をしていきたいというふうに思います。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 次は5ページです。P a y P a y の電子マネーのところですけども、大変すばらしいことだと。大分何回かやって効果が上がったというふうに思ってるのですが、i P h o n e かスマートフォンかを持ってないと使えないということもあって、紙媒体のものも欲しいという意見もあります。そのあたりはどのように考えておられますか。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいまの質疑でございます。

確かに、委員がおっしゃられますように、スマートフォンが普及したとは言いながら、お持ちでない方がおられるということは現に把握しております。この間、紙の媒体で商品券として実施したこともあります。有利な交付金を使って進めていくときに、どうしても紙媒体でいくときに、かなりの事務経費、委託料がかかってきます。こうしたものを、今回はP a y P a y ということで活用すると、事務費がかなり安価に抑えられて、かつ広範囲に波及効果が及ぶのではないかというようなことで、今回はこういった手法にしております。

ただ、今後、場合によっては、今、委員がおっしゃられましたような取組も必要であれば、検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 竹原市民に対する補助的なものという感覚だと、紙媒体のほうがいいのかなという意見は多いです。ただ、その店にとっての購買力のアップは、外部から来ていただいても使えますから、そういう点ではP a y P a y も必要。この辺の割合も考えながらも、両方あったら、市民の方も喜ぶし、商店の方も喜ぶしという方向もありかなと思ってますので、またよろしくお願いします。

それと、そのP a y P a y のところですけども、実施期間を書いてますよね。大抵皆さん、この6月1日から6月30日までやってもらえるのだと思ってる、なぜか。でも、予算がありますから、途中で終わりますよね。その辺の周知の仕方。2, 6 8 6 万円の予定の金額が全部終われば、そこで終わるということですのでよろしいですね。予定期間内でも予

算がなくなれば終わりなので、早く使ってくださいということでよろしいですか。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいまの質疑でございます。

P a y P a y の活用につきましては、前回実施したときに、30%を還元率として1か月半実施するということにしておりましたが、予算を予想より早く達成したということで早期に終了したということでございます。

今の予想では、確かに予算がありますが、一定、一般財源も投じている中で事業者とも調整をして、今提案している予算であれば、何とか1か月できるのではないかとということで提案をしております。なるべく想定より早く終わることがないようにはしたいと思います。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） そういう意味で、1回に上限1,000円みたいなのをつくってるんだと思うのですが、いろいろ工夫されていいことだと思いますので、ぜひ、こういうことを次からもやっていただきたいと思います。

最後に、7ページなのですが——今のところも、地方創生という有利な財源を活用していただけてます。また、7ページの上段なのですが、災害用備品の備蓄整備、これなんですけれども、いろんなところに行って勉強すると、災害のときはトイレがどうしてもネックになるというか、困るというところが相当あるようです。それからすると、スピード感を持ってやっていかないといけないので、現在の目標備蓄数は書いてますけれども、この補正予算を使ったときに、実際にどれぐらいのものが備蓄されるのかというのは表現できますか。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 今回のトイレにつきましては、委員おっしゃるように、大変その整備は大きな課題だと思っております。

今回の簡易トイレにつきましては、一定には、トイレの凝固剤等を使用いたしまして、施設のトイレの電気を使つての排せつ、こういったものも使っていただくようには整備を進めております。ただ、一方で、排せつのために要配慮者等が十分にトイレが使えない方もいらっしゃるので、今回はラップ式のトイレ——これは、排せつ物が、その都度、防臭ラップで密閉されて、断水時でも衛生的に使用できる、こういったものを整備しようと考え

えております。

これにつきましては、台数を40台、現在あるものが12台ございますので、40台を目標にしております。これを災害時の1次避難所、そして、災害の規模が大きくなった場合に想定している2次避難所、ここに各2台ずつ整備していきたいというふうに考えているところでございます。これは現在の計画でございます。

委員長（堀越賢二君） であれば、その目標に、この予算で達成するかというところの質疑だったように思いますが、それでできるのでしょうか。

危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 失礼しました。今回の予算で目標数の40台を達成するというふうに考えております。

以上です。

委員（大川弘雄君） ほかも全部。

危機管理課長（岡元紀行君） はい。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 今回の整備で、トイレ同様に、パーティションまた簡易ベッドの整備についても計画を進めてまいることにしております。パーティションにつきましては、個人のプライバシーの配慮、また要配慮者への対応ということで、各避難所の考え方は、先ほど申しました1次、そして2次ですけれども、各避難所に各5張を配備していきたいと考えております。あわせて、簡易ベッドにつきましては、各避難所に2台。これは段ボールベッドの在庫もございますので、それも合わせて100台程度の目標にしているもので、今回で一定程度の整備が充足できるものと考えております。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 要は、目標備蓄数は確保できるということですよね。そうすると、5か年計画で整備していくということなので、これ以外にも、もっともっと、あと5年間をかけてやっていくということなのですね。その中にはマンホールトイレなんかがいんじゃないか。昔やりましたけど、ああいうのも、下水道が進んできましたので活用できるし、移動用のちょっと大きいトレーラーなんかも、今、災害関係ですので地方創生交付金が使えようになりましたよね。そういったものも整備していくということになりますか。そういう計画はありますでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 今回の整備は、国のほうからの交付金ということではございますが、避難所の環境整備の向上というところを主に交付がされたもので、それに呼応して対応したものでございます。

当然、今後5年間かけて、食料であるとか飲料水、こうしたものは、毎年、計画的に購入をして、それぞれの消費期限が切れる前に一定程度の整備を行っていくように考えております。

また、マンホールトイレにつきましては、施設の更新、こういったものも併せて、そういったときに、新たにマンホールトイレを設置できるところにつきましては、下水道担当課等とも協議しながら検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、最後にトイレカー、トイレトレーラーについては、機動性を持っているということで、これの整備もかなり有効な一つであろうというふうには考えております。ただ、本市につきましては、まずは、各避難所において基本的なトイレの整備を行っていくということで、今回は、こういう整備をさせてはいただいておりますけれども、今後、その事情が必要となる場合については、また検討していくということで、現時点のところで、その整備の予定というものは持っておりません。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今回の地方創生交付金は補助率2分の1なんで、そんなにおいしいものじゃないかなという感覚があるので、もっと90%を国が出していただけるようなものを一生懸命探していただきたい。その中には、移動用トレーラートイレって、トイレを5台ぐらい積んでますから高いんですよ。それは、中枢都市圏とか隣接の市町と協力しながら買って、今の地方創生交付金の考え方だと、それを、災害時でなくしてお祭りに使ってもいいんです。そういう点では、花火のときなんか、女性トイレにずらっと並ぶんで、花火に行きたくないという人もいたみたいですから、そういういろんな活用を含めたら、今の補助金があるうちに持っていていいのかなと。そういう思いがありますので、ぜひ有利なものを探していただいて、地方創生をますます多くの市町で共有できるようにしていくといいんじゃないかなと思うのですが、各市町の負担が減りますよね。祭りは一日じゃないので、皆さんが使えばいいのという考え方はどのように思われますか。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） トイレカー等は、災害発生時のみに使用されるだけでなく、例えば訓練などもありますし、委員がおっしゃったようなイベント時にも活用できるというところの認識がございます。一方では、高額なというところと、それに係る維持費というものはネックとなってきたというところも併せて認識をしておりますので、今後、有利な財源といいますか、そういったいいタイミングがありましたときに検討できればなとは考えていきたいと思っております。そこは、当然、関係課との調整も必要であろうかとは思っております。

委員（大川弘雄君） 広域的……。

危機管理課長（岡元紀行君） 広域的な話につきましては、現在、本市の近隣でございます三原市、東広島市、こういったところと共有できるように、予算は、そちらの市のほうで購入いただく予定であるというふうに伺っておりますけれども、いざというときには、そういう提供というか、一時的にお借りできるようなところは、担当者レベルではございますけれども、そういった分は協力していただきたいというお話はさせていただいておりますので、今後、そういったところも有効に活用できればと思っております。

委員（大川弘雄君） 以上です。

委員長（堀越賢二君） ほかに。

先ほどの貸付資金の22号までやりまして、9号には行かず、暫時休憩に入りたいと思いますので、この補正のほうは続いて大丈夫です。

時間は大分長くかかりますかね。

委員（道法知江君） かかります。

委員長（堀越賢二君） でしたら、ちょうど12時になりましたので、補正予算、内容もたくさんありますので、議事の都合によりまして、13時まで暫時休憩といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

委員長（堀越賢二君） それでは、会議を再開いたします。

午前中の議案第20号補正予算について、質疑がある方は、挙手にて一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） それでは4ページ、民生費なのですが、電力等価格高騰対策の支援事業のところでお伺いさせていただきたいと思えます。

来年度にもまたがる繰越しになると思いますけれども、物価高騰の影響を受けている保育施設、障害者施設、高齢者・介護等施設など施設数も書いていただいているのですけれども、障害者の支援金で26施設、介護施設の支援金で68施設、それぞれ金額が出ておりますけれども、その根拠となった算出方法を教えていただきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいまの質疑でございます。

金額の算出の根拠につきましては、様々な考え方はあるのですが、このたびは、前回算出した方法と同様にしました。具体的な内容につきましては、様々な施設によっても規模の大小がございますので、ある一定の施設から実績額を聞き取りしまして、その実績額と、例えば、令和3年だったと思いますが、そことの差額を算出しました。その影響額によって、例えば通所の施設だとか、居宅だとか、そういった形式が様々ありますので、そこで上限額を設定しまして、それを各施設にも適用して算出するというようにしております。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 公平公正でないといけないということと、確かに規模によっても違いますし、特養とか老健とかの大きな施設と、また、それと別にデイサービスを行っていると、そういった施設も様々だと思うのですけれども、そういった算出の方法をされてということが分かりましたので、公平公正に、いつ、これが支出されるのかということも含めて再度お伺いさせていただきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 支出の時期につきましては、説明したとおり、繰越しをして、令和7年度に入るといことになります。もう既に要綱の案は整備しておりますので、早い時期に取りかかりたいというふうに考えております。

以上です。

委員（道法知江君） お願いいたします。

以上です。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、議案第22号貸付資金特別会計補正予算（第

1号)、こちらのほうで質疑のある方は、順次挙手にて一問一答でお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

説明員を入れ替えますので、暫時休憩いたします。

午後1時04分 休憩

午後1時09分 再開

委員長（堀越賢二君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第9号福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に
ついてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（宮川ゆかり君） それでは、議案書7ページ、議案参考資料のほうは9ページとなります。議案第9号福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について、参考資料に基づいて説明をさせていただきます。

9ページのほうをお願いします。

1、提案の趣旨といたしましては、令和6年3月28日に福山市と竹原市との間において締結した連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関し、福山市と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

2、連携協約の変更内容についてでございます。

連携協約に基づく具体的取組を定めている第2期びんご圏域ビジョンが今年度で計画期間の最終年度を迎えることから、第3期びんご圏域ビジョンを策定するに当たり、これまでの取組等を踏まえまして、主に（1）から（3）のとおり、連携内容を変更するものでございます。

別表につきましては、議案書の9ページ、10ページに添えております。

（1）としまして、地域経済の活性化につきましては、多様な人材の活躍や地域産業の高付加価値化への支援などに取り組むため、（2）都市機能の強化につきましては、引き続き医療施策の充実や幹線道路網整備促進などに取り組むため、（3）住民サービスの向上につきましては、災害時の対応力強化や事務の共同化などの検討などに取り組むため、それぞれ文言の整理をしております。

3、連携協約の変更の施行期日は令和7年4月1日でございます。

4の根拠法令でございますが、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づき連携協約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君）　確認です。連携協約の変更というふうになってますけども、どこが変わったとか具体的に表現していただいていいですか。

委員長（堀越賢二君）　企画政策課長。

企画政策課長（宮川ゆかり君）　申し訳ございません、比較する資料はついておりません。議案書の9ページ、10ページには、新しく連携協約をするものの別表がついております。

具体的な変更点についてでございますが、先ほど（1）（2）（3）で申し上げさせていただきましたが、議案書の9ページのほうを御覧いただけますでしょうか。

9ページの一番左側のところ、取組の一番上に、1、圏域全体の経済成長の牽引、こちらに1番、それから、その下のほうに2番の都市機能の強化というところがあると思います。

次のページに入りまして……。

もう一度言います。

9ページの表——別表でございます。取組の左端のところに、1、圏域全体の経済成長の牽引、これが、先ほど申しました（1）の地域経済の活性化の取組の変更のところになりますが、具体的には、そこがございます内容のところの（エ）でございます。ここに地域産業の高付加価値化への取組への支援と、ここの文言の表記が変更となっております。

また、（キ）雇用対策のところに、これまでは圏域の市町が連携し、若者や女性、高齢者、障害者、外国人などというところだったんですけど、その次に、多様な人材が活躍できる職場という、ここの文言が加わっております。

主なところは、そういったところとなっています。

続きまして、2の高次の都市機能の集積・強化のところでございますが、（2）のAのところになります広域的な都市基盤の整備のところの3行目になります、幹線道路の渋

滞緩和に向けた取組など、この文言が加わっております。

(3) の医療のところについては変更はございません。

(4) の生活関連機能サービスの向上のところでございますが、こちらにつきましては、(2) の暮らしを支えるネットワークの構築のところのAのところにあります最後の行、災害時の対応力強化、ここのところの文言が追加されております。

それと、同じく(2) のウの行政サービスの向上のところでございます。こちらのほうに、下から3行目になりますが、仕組みづくりの次に、公共施設の共同利用、事務の共同化の取組など行政サービスの維持向上のための事務効率化や人材確保という文言が追加されております。

そのほかにも文言整理をしているところがございます。また、一番右側、竹原市の役割分担及び費用負担のところで、必要に応じて事務実施に係る費用を分担するというところが入っている箇所と入っていない箇所があったということで、ここのところを統一の表記ということで文言を整理させていただいております。

以上が変更点となります。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 備後圏ですから、福山市が中核ということでやっていくのですが、内容的には、どうしても福山市を中心とした考え方になってくるのは仕方ないと思いますけども、その中の1市町の竹原の部分も、多少、災害のところとか、ちょっと強化されてたので、いい方向でないかと思います。

今、連携中枢都市圏ということで、広島市だったり呉市と、今、福山市ですよね。これと一緒にやってるのですが、福山市と連携するということで、福山市のほうに移って、呉市のほうから外れたのかという思いの人もおられて、連携中枢都市圏という考え方が3つ入っていることが、どういう意味なのかというのが分かりづらいところがあるみたいなので、それは僕らが説明して歩けばいいのですが、そういういろんなところと連携する。特に、どっちかというところ、近隣の三原市、東広島市というところが、どうしても隣ですから、そことの連携が大事になってくると思うのです。

この間、福山市の枝広市長のところに、福山市の2号線の渋滞緩和のためにということで、今榮市長と一緒にお手伝いに行きましたけども、それも大事なのですが、こっちのほうのこともやってもらわないといけないので、その辺の連携は、広島市とも、呉市とも、福山市とも協力しながらやっていただきたいと思います。

というのが、今、どちらかというと、近隣市町で人口の奪い合いみたいになってるんですよ。竹原市から東広島市に出ていくみたいな、近くで住みよいのが見えるみたいなどころがあるので、そういうのでなくて、みんなで協力しながら、広域で今から生きていかないといけないので、そういうのをもっともっと表現していただいて、特に今回出た雇用の問題とか、昔だったら、忠海からは帝人・三菱に通ってましたから、そういった竹原市内だけの雇用というのはなかなか難しいのですけども、東広島に行ったり、三原に行ったりということもありますから、その辺は連携を十分に密にしておかないと難しい問題が出てくると思いますので、ぜひ、そのあたりも含めて、こういうことをどんどん進めていただきたいと思います。どのような方向性をお持ちでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

企画政策課長（宮川ゆかり君） 広島市を中心とした広島広域都市圏、それから呉市を中心とした広島中央地域連携中枢都市圏、そして、先ほど申しました福山市を中心とした備後圏域連携中枢都市圏の3つに加入しております。それぞれの特徴もありますし、それぞれの市町とのつながりということもありますので、そういったことは大事にして、引き続きスケールメリットを生かした取組ができるように努めてまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） こういう考え方は広島から始まったのですけども、広島市の都市圏に入ってから大分時間がたちましたね。ただ、個別の竹原に対してスケールメリットがあったかという、あまり見えない部分が多かったんです。呉市も割と遠いので、難しいところはあったのですけども、福山市は三原市が入ってますし、上は西条も入ってるのかな。その辺を考えながら、うちなんかあれじゃないですかね、斎場か、もう古くなった施設なんかもあるし、そういうのは、建て替えるのか、修理して使うのかというのは今から出てくると思います。それも含めて、全てを一つの市で賄わずに、そういった施設も協力して、例えば本郷からだったら、竹原のほうが近いかもしれないし、割と山の中にありますが、便利はいいところもあるらしいので、そういう難しい施設なのですけども、広域でやっていくという考え方にも今からは進んでいく方向にあるのでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 今回の議案第9号に関しては、変更というところでありますので、連携の今後の展開とか、そういう部分については、この議案の中での範囲内で答弁できれば、その答弁をお願いいたします。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） 今後の協約変更における展開ということでございますけれども、人口減少、また、本市においても、インフラ等が老朽化等もしております部分もございますので、各市町が持った資源をお互い生かしつつ、住民生活を支えていくというのが今後の課題になってくるかと思います。

先ほども斎場という事例を挙げていただきましたが、実際に本市においても、三原市の斎場を利用されている方もございます。そういうことで、お互いの市町が持った資源を融通しながら、今後、広域的に住民生活を支える取組が必要かと思っておりますので、今回、協約変更ということで災害等を含めていただいておりますけれども、そういった観点から連携をしっかりと取りながら、広島・呉・福山それぞれ特徴がございますので、それぞれの特徴に応じた連携の取組をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをします。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 教えていただきたいのですが、今回は変更をといるところになると思いますが、（１）の多様な人材の活躍や地域産業の高付加価値化への支援、地域経済の活性化に取り組むというところがあるのですが、今回、ブランド戦略セミナーを１月２０日、会議所で行ってるし、また、フクビズの出張相談ですか、それも市役所のほうで２月３日に行われている。この結果、分かる範囲で結構なのですが、教えていただきたいのですが、こうやって産業振興にとって、今から戦略をつくっていこうというのは既にやっていて、さらに変更とされるということも含めて御答弁いただければありがたいなと思います。

委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

企画政策課長（宮川ゆかり君） まず、フクビズでしておりますセミナーの実施状況でございます。１月２０日に本市でフクビズのプロジェクトマネジャーさんによるブランド戦略セミナーというものを開催いたしました。こちらのほうの参加者は１２名と聞いております。

また、フクビズのプロジェクトマネジャーによる出張相談会というものを２月３日に実施しております。こちらのほうは、予約制で５枠設けておりまして、そのうち３件の相談があったと聞いております。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 市内だけではなく、こういった連携をしていくと、いろんな情報というのは幅広く投入できるのかなということを感じております。であるなら、このようにやっていっているのにかかわらず、文言のことにはなるかなと思うのですが、なぜ（１）の変更が必要とされるのかということ、もう少し詳しく教えていただければと思います。また、さらに何かが進むのかなという感じがするので、教えていただければと思います。

委員長（堀越賢二君） 企画政策課長。

企画政策課長（宮川ゆかり君） これまでの取組をさらに進めていくということでの文言整理、また追加となっております。

（１）のところでございますが、（４）の高付加価値化への支援ということで、すみません、先ほど説明が漏れていたのですが、脱炭素化の取組といったことも加わっております。資源の循環、地域資源と脱炭素化のモデル事業というものも実施される予定となっております。そういったことですか、雇用につきましては、多様な人材ということで、どこの市町も外国人の方が増えてきているというところもありまして、そういったところの雇用だったり生活の課題というところがありますので、そういったところに取り組むということでの変更となっております。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 資料の９ページですか、先ほど３点の連携協約の変更内容の説明がありました。それで、自治法上の根拠は、連携協約というのは、この９ページにあるように、できる規定といいますか、義務規定でなくて、できる規定ということでありまして、特に、先ほど３つのことが変更内容でしたという御紹介があった部分ですけど、大変気になるのは、地域の経済活性化の問題は、先ほど意見もありましたけれども、都市機能の強化とか災害時の対応力ということで、一番心配なのは、連携という名の下に、例えば備後では福山が中心になって、竹原市そのものが、そういった市民サービスが実質的に弱まるのではないかなというのが気になる場所なんです。

ですから、住む人から見たら、竹原市の魅力というのは、経済とか医療とか災害時の対応とか、今説明があった分でも、ただ、ここまでは竹原市で絶対確保するよというような

考え方があって、あとは拡充とかいろんな連携が必要なところもあるんでしょうけれども、だから、そこがないと、できる規定だけど、だんだんだんだん広がってしまって、竹原には人が住む魅力が消えてしまうのではないかということがありますよね。そこらが心配なわけで、その歯止めは、こういうことをぴしっとやったら大丈夫なんだよというのがあれば聞かせていただきたい。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、本市におきまして様々な行政サービスに取り組んでいくということは、行政としての責任と考えておりますが、そうはいいまして、インフラの老朽化や専門人材については、そういった部分では、本市の規模では不足している部分もございますので、そういった様々な他市がお持ちの資源を活用しながら、現在の行政水準をさらに高めていくという意味では、広域連携というのは大きなメリットがある、効果があるかと考えておりますので、現在の市内の行政サービス水準は維持しながらも、さらに周辺の資源を活用して行政サービスの向上に努めていきたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） 具体的に言っていないけど、再確認したいのは、例えば災害時の対応の分で消防力のことをさっきも言ったのですが、現在ある、例えば地域ごとに、こういう核になる消防力というのですかね、忠海とか、竹原とかあって、それがやっぱり、どうしても老朽化を含めて、色々大変だということもあるのですけれども、しかし、それが竹原市の今の消防力といいますか、そういった面から見たら、こういう距離とか、特に消火活動、火災が発生した場合は、どうしても距離が短時間で行くことがどうしても必要だという点から見たら、ただ老朽化しているから、そういう連携協定で地域と広域的な分に対応できるのかなというのが、私、大変疑問に思ってるのですね。ですから、そこなんかはもう少し、確かにお金がいることだけれども、地方自治といいますか、そこを大切にしないといけないということだったら指摘したいなと思いますけど、その考えがあれば。

委員長（堀越賢二君） 竹原市独自でもしっかりやっているという前提であるとは思いますが、どういう答弁になりますかね。竹原市のを今以上に充実させながら、連携していく部分のところで、しっかりと内容を濃くしていくということではあるとは思うのですけれども、それを踏まえてそうならそうですと答弁をいただきたいと思います。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） 連携をするからといって、市の水準を下げるということではなしに、市の行政サービスを高めながらも、さらに広域連携でもって高めていきたいということで取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） 指摘したいのは、先ほどインフラなんかの老朽化というのがどうしても出てきているから、それは竹原市の課題なのですけど、だから、それがあから心配であって、常備消防力とか、そういう施設の整備なんかは、ぜひ、そこは強化しながら連携を取るということで指摘しておきます。

委員長（堀越賢二君） 答弁はいただきましたので、答弁は結構です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退室を願います。

午後１時３２分 休憩

午後１時３３分 再開

委員長（堀越賢二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外の方で、会議規則第１１７条第１項及び第２項の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申出がある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） なしと認めます。

それでは、ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言がある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午後１時３４分 休憩

午後１時３５分 再開

委員長（堀越賢二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について、議案番号順に、順次、討論、採決に入ります。

議案第9号福山市と竹原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に
ついて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第9号に反対をしておきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。着席ください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、
これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号竹原市税条例及び竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第１３号に反対します。

委員長（堀越賢二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１４号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第１４号に反対をします。

委員長（堀越賢二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１５号竹原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１９号竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２０号令和６年度竹原市一般会計補正予算（第８号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２２号令和６年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第１号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので御了承願います。

説明員は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、その他事項に移ります。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後１時４１分　休憩

午後１時４２分　再開

委員長（堀越賢二君）　それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

企画部から報告事項があるとのことなので、これを受けたいと思います。

企画部長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

企画部長。

企画部長（國川昭治君）　議案審議でお疲れのところ、少しお時間をいただきまして、令和７年度の組織体制につきまして御報告をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、企画政策課長のほうから説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（堀越賢二君）　企画政策課長。

企画政策課長（宮川ゆかり君）　それでは、資料の令和７年度組織体制についてを御覧いただけたらと思います。

令和７年度の組織体制について御説明をさせていただきます。

こちらの資料は、当初予算のプレス発表に併せて、令和７年度の組織体制について説明をさせていただいた資料と同じものになります。

1 ページめくっていただきまして、令和7年度の組織体制でございます。

第6次総合計画後期基本計画のスタートの年である令和6年度において、部や課を再編する大規模な組織改正を行ったところでございますので、令和7年度におきましては、現行の組織体制によりまちづくりを進めてまいります。

続きまして、次のページを御覧ください。

人口減少対策施策の推進体制についてでございます。

人口減少対策を全庁的に推進するため、今年度設置した人口減少対策推進本部を核として、引き続き全庁一丸となって人口減少対策を推進してまいります。

あわせて、今年度、竹原商工会議所と人口減少対策に取り組むため、合同で地域活性化連携会議を設置し、官民一体となった人口減少対策施策の取組を進めており、令和7年度においても引き続き連携し、さらに取組を進めてまいります。

加えて、今後は、市、竹原商工会議所だけでなく、竹原に関わる多くの関係者と連携し、人口減少対策をオール竹原の取組へと発展させてまいりたいと考えております。

人口減少対策の取組の方向性として、若者への取組として、竹原を好きになり、残りたい、戻りたい人を増やすことが定住の基本になると考えており、そのため、幼少期から竹原を好きになってもらうこと、竹原のライフスタイルのよさを伝えること、さらには、残りたい、戻りたいと思った際に戻れる環境を用意するといった連続性を持った取組が重要であります。

令和7年度につきましては、これまで推進してきた施策に加え、特に若者が戻れる環境を用意する事業に重点的に取り組む中で、若者の定住に向けた取組を一層加速してまいりたいと考えております。

続きまして、次に、その他の行政課題への対応について御説明をいたします。

本年1月に新庁舎への移転が完了しましたが、新庁舎跡地とその周辺地域に図書館を含む複合施設を整備する取組につきましては、公共施設再配置等検討プロジェクトチームを中心に、市民を交えながら引き続き検討を進めてまいります。

下のところになります。

流域治水対策の推進に係る組織体制についてでございます。

令和4年度に本市と広島県で策定した本川流域水害対策計画に基づき、流域一体となった流域治水に取り組んでいるところでございます。引き続き流域治水対策を市民を交えながら国・県とも連携する中で、河川等からの溢水、越水による被害を未然に防止し、早期

に地域の安全性の向上を図り、市民の安心・安全を目指してまいります。

続きまして、次のページを御覧ください。

行政課題への対応の②でございます。

最後に、DX施策の推進に係る組織体制について御説明いたします。

DXを全庁的に推進するため設置しております竹原市DX推進本部を核として、デジタル・トランスフォーメーション推進方針に基づき、デジタル技術やデジタルデータの活用によるDXの取組をさらに加速させ、行政サービスの利便性の向上や地域課題の解決を図ってまいります。

加えて、東京大学デジタル空間社会連携研究機構と連携し、行政、事業者、市民団体等が参画するデジタル竹原研究会を昨年11月に設置しており、本研究会とも連携する中で、デジタルデータの活用により人口減少から生じる地域課題の解決に鋭意取り組んでまいります。

令和7年度におきましても、行政課題への適切な対応や人口施策の着実な実施に向け、効率的で普遍的な組織体制により、全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） それでは、説明員は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。

委員の方で、継続審査・調査について御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の予定は終了いたしました。

その他、委員のほうから何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

皆さん、ありがとうございました。

午後１時５２分 閉会